

○芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規則

平成13年12月3日

規則第59号

改正 平成18年3月31日規則第17号

平成24年9月25日規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年芦屋市条例第21号。以下「条例」という。）第14条の規定及び芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第4条の規定に基づき、条例の施行並びに芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条に規定する芦屋市長等倫理審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18規則17・全改)

(条例第3条第2項の規則で定める者)

第1条の2 条例第3条第2項の規則で定める者は、次に掲げる職にある者とする。

- (1) 医師職
- (2) 医療技術職
- (3) 看護職

(平24規則43・追加)

(審査会の会長)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を統括し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(平18規則17・一部改正)

(審査会の会議等)

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の5人以上の出席がなければ開くことができない。ただし、次条の規定による除斥のため5人以上に達しないときは、この限りでない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(委員の除斥)

第4条 審査会の委員は、自己若しくは配偶者若しくは3親等内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その審査に加わることができない。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、人事を担当する課において処理する。

(調査の請求)

第6条 条例第7条第1項の規定により、市民の50分の1以上の連署をもって調査を請求しようとする有権者の代表者（以下「代表者」という。）は、倫理規準違反調査請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する連署は、倫理規準違反調査請求署名簿（様式第2号）によるものとする。

(調査請求要件の審査)

第7条 市長は、条例第7条第1項の規定により調査を求められた場合において、調査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査請求を却下することができる。

(1) 倫理規準違反調査請求署名簿に50分の1以上の選挙権を有する市民の署名がないとき。

(2) 条例第3条第1項に規定する倫理規準以外の事項について調査請求したものであるとき。

(3) 倫理規準違反調査請求書の記載事項に不備があるとき、又は倫理規準違反調査請求書に疎明資料の添付がないとき。

2 市長は、署名の有効数を確認するために必要があると認めるときは、関係人の意見又は説明を求めることができる。

3 市長は、倫理規準違反調査請求書に不備があるときは、相当の期間を定めて、代表者にその補正を命ずることができる。

4 市長は、第1項の規定により調査請求の却下をしたときは、速やかに書面によりその旨を代表者に通知しなければならない。

(平24規則43・一部改正)

(審査結果の報告)

第8条 条例第11条の審査報告書は、様式第3号によるものとする。

(審査報告書作成の延長)

第9条 審査会は、条例第11条ただし書の規定により審査報告書の作成を延長するときは、当該延長する期間を速やかに市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかに審査報告書作成延長通知書(様式第4号)により代表者に通知しなければならない。

(審査結果の公表)

第10条 条例第12条の規定による審査結果の要旨の公表は、芦屋市広報紙等に掲載して市民に周知するものとする。

(資産等に関する報告書の提出)

第11条 条例第10条第2項の規定に基づき審査会が提出を求める資産等に関する報告書は、次項に掲げるもののうち、審査会が指定するものとする。ただし、過去5年分で条例第1条に規定する市長等に就任後のものに限り。

2 前項の資産等に関する報告書は、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書(以下「資産等報告書等」という。)とする。

3 資産等報告書等に記載する内容及び様式については、政治倫理の確立のための芦屋市長の資産等の公開に関する条例(平成7年芦屋市条例第25号)及び政治倫理の確立のための芦屋市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年芦屋市規則第39号)の例による。

4 審査会は、資産等報告書等の提出を求めるに当たっては、相当の期限を付することができる。

(説明会)

第12条 市長は、条例第13条の規定により説明会を開くときは、開催の日時及び

場所その他必要な事項を定め、開催日の1週間前までに告示しなければならない。

2 市長は、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、その前日までに弁明書を作成するものとする。

3 市長は、前項の規定により弁明書を作成したときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる審査会の招集は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

附 則 (平成18年3月31日規則第17号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式（省略）